

みやづ

主な内容

- ◎新農業委員会委員の紹介
- ◎農業委員会の活動紹介
- ◎市長に意見書を提出
- ◎農地の転用・売買・賃借手続き

発行／〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所内 宮津市農業委員会 ☎0772-45-1645(直通)

日ヶ谷15日会 ～日ヶ谷を持続可能な集落とするために!!～



令和6年1月の15日会は、地域の休耕田を活用して栽培された蕎麦を参加者で試食しました。



耕作されなくなった休耕田を蕎麦畑として復活しました。一面に咲く蕎麦の花



＜受入れサポーターラシ

【日ヶ谷15日会 地域の話合いの場】 ～話合いの成果が少しずつ形に～

京力農場プラン*1や集落戦略策定に向けた話合いを目的に、令和3年11月15日に第1回目が開催され、次に集まるのも15日だったことから、会の名称も15日会となりました。

現在までに26回目を数え、日ヶ谷をどんな集落にしたいかをグループワークで意見を出し合いながら、田園風景や特産品など沢山の日ヶ谷の良いところや、昔の懐かしい暮らしの話が飛び交うなど、毎回和やかで活気のある空気で進められています。

昨年には、移住者やUターン者の手助けをするチーム「日ヶ谷ぐらし応援隊」も誕生し、その甲斐あって、この取組による初めての移住者が当地域へ転入されました。(S委員)

市ホームページでカラー版を掲載しています。「農業委員会だより」で検索、こちらもぜひご覧ください。➡



新農業委員会委員の紹介

任期満了に伴い農業委員会は新体制に移行しました。

また、令和5年7月20日に開催された初総会において、会長に関野掲司氏、同職務代理者に今中睦美氏が選出され、また、その後開催された農地利用最適化推進会議において、代表に瀬戸享明氏、同副代表に糸井真氏が選出されました。

令和8年7月19日までの3年間、24名の農業委員会委員（農業委員14名、農地利用最適化推進委員10名）と73名の農業委員会協力員による体制のもと、農地の利用集積や遊休農地の解消等、さまざまな活動を行ってまいります。



農業委員会はこんな活動をしています

■月一で、「農業委員会定例総会」を開催（毎月10日前後）

○農地転用や貸借設定の届出等を審査し、決定します。

○総会案件について、事前に担当委員が現地調査を行います。

■定例総会後に「農地利用最適化推進会議」を開催

○各地区の農地利用の取組や地域活性化に向けた施策について意見交換をしたり、研修を行います。

■各地区の「話合」の旗振り役を務めます。

○京力農場プラン※1や地域計画



宮崎県川南町農業委員会視察研修受入れ風景 (R6.1.18)

画※2の策定に向けた話合いを推進するため、農業委員会協力員（各集落に1名を委嘱）と連携し、会議の調整・進行等の役割を担います。

■そのほかに：

○毎年夏には、農地利用状況調査（耕作放棄地調査）を行います。また、秋には、農地パトロール、先進地視察、農家を代表して市長への意見書の提出を行います。

○旧町村ごとで地区連絡会議を開催し、人・農地の情報を共有し、話合い活動に向けた調整を行っています。

○若手農業者の集いを年2回開催し、就農者間の交流・親睦、営農上有益な情報の習得を行っています。

○農業者年金や全国農業新聞の普及推進役も担っています。

■集落を維持・発展する話合いに参加しましょう！

○人口減少や高齢化の進展により、集落の広大な農地を守る担い手が減少しています。これまで守り続けられた集落の自然資産である農地を維持するためには、農家だけのマンパワーでは限界があります。

ぜひ、地域の皆さんも農家組合が主催する地域計画の話合いに参加をお願いします。

※1 人・農地プランのことで京都府の呼称。農業者が話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村が公表するもの。

※2 地域の関係者（非農家等含む）が話合いに基づき作成する地域の将来の農地の利用の姿を農地一筆単位で明確化した設計図で、地域農業の将来のあり方をまとめた「計画書」と「目標地図」をセットで合意決定し、令和7年3月までに市町村が公表するもの。



農地パトロール：山中地区の田園風景 (R5.10.19)

意見書の提出

農地等の最適化に関する施策について、11月17日に市長へ意見書を提出し、有害鳥獣対策の一層の強化のほか、農業で生計が立てられる施策の立案や人材の確保に向けた取組を関係機関と連携して進めてほしいなど、来年度に向けた農業振興施策を有効的に進めていただくよう意見交換をしました。

※意見書は宮崎市ホームページからご覧いただけます。



城崎市長へ意見書を提出する関野会長(左)

農地パトロール 実施報告

- ・令和5年10月19日(木)
南部地区20か所 参加委員9名
- ・令和5年10月27日(金)
北部地区22か所 参加委員13名

視察研修 実施報告

- ・令和5年11月30日(木)参加委員16名
 - ①株小林ふぁーむ（福知山市）
 - ②農事組合法人かわい（福知山市）
- ・令和6年2月15日(木)参加委員15名
 - ①京丹波町農業委員会（京丹波町）
 - ②中六人部地域づくり協議会（福知山市）
 - ③THE610BASE（福知山市）

農地の転用・売買・賃借等は許可を受けてから

「自分の農地だから許可や届出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っておられる方はいませんか？

- ◆耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。
- ◆農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには、「農地法」に基づく許可が必要です。（許可申請書の受付締切日は毎月20日。ただし、当該日が土日祝日の場合は、その直後の平日です。）

農地を売買したり、貸し借りするときは

3条申請

- ◆農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。
- ◆なお、資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者（下限面積要件は令和5年4月から廃止されました。）でない場合には許可されません。
- ◆農地の賃借は、令和7年4月から現在の相対の届出から農地中間管理機構（（一社）京都府農業会議）を介した賃借に移行します。

自分名義の農地を転用するときは

4条申請

- ◆農地の転用とは、農地に住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林等、農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会を経て府知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では次のような内容を審査します。
 - ① 転用の目的は適正か
 - ② 転用の面積は適当か
 - ③ 水利等、必要な同意はあるか
 - ④ 付近の農業に与える影響はどうか
 - ⑤ 転用の目的は確実に実現できるかどうか
 - ⑥ 他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているかどうか

他人名義の土地を買ってあるいは借りて転用するときは

5条申請

**農地相談を
随時実施中!!**

農地のことでお困りのことがありましたら、お近くの農業委員会委員または市役所事務局へご相談ください。

- 農地の無断転用や無届による賃借は法律違反です。必ず農業委員会へ届出をしましょう。
- 農地の形状変更には、事前の許可または届出が必要です。
- 農地の適正管理は所有者、耕作者両者の義務です。荒廃農地をなくしましょう。

全国農業新聞

営農・生活に役立つ
農業総合専門紙

頑張る農業者のみなさんを
応援します！

- ◆発行 毎週金曜日
- ◆購読料 700円/月
- ◆申込み 農業委員会事務局まで



全国農業新聞

実は自営業者も含め
入れる人が幅広い、すごい年金！

農業者年金 に加入しましょう

次の要件を満たす方なら広く加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
※家庭菜園の管理等もカウントできます
- ③ 60歳未満の人なら誰でもOK

詳しくは、農業委員会事務局へご相談を

情報委員会

委員長	和久田 三三代
委員	林原 雅人
	垣根 敏孝
	杉本 廣行
	志水 雅

現在、市と市農業委員会では、令和7年3月の地域計画策定に向けて各集落で話し合いを進めています。守るべき農地をしっかりと明確化して本市の農業の発展に皆様と共に地域全体で取り組んでいきましょう。

(K委員)

昨年5月より新型コロナウイルスが5類へ移行されました。終息したわけではありませんが本市への人の流れも徐々に回復しているように感じます。

さて、農業においては少子高齢化、人口減少といった問題に伴い農家は担い手不足、後継者不足に悩まされているのが現状です。農林業センサスによると本市の農家数も2010年には946戸あったものが10年後の2020年には668戸になり29.4%の減少となっています。現在ではさらに加速していると考えられます。その反面、耕作放棄地については増加傾向にありこの状況をどこかでくい止めていかなければ将来、若い世代へ優良農地を継承することができません。

